

「天栄村教育資金利子補給事業」のご案内

この事業は、学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学もしくは大学（大学院を除く）などの学校に、平成26年4月から入学するご子女（奨学生）の教育資金として、金融機関から融資を受けた村民に対して、支払った利子の一部を村が補給するものです。

教育資金：教育機関に就学するために必要とする入学金、授業料その他の資金

※ 村が取り組む新規の事業のため、平成26年4月から入学する奨学生のための教育資金のみを対象とします。（平成25年度以前に入学された奨学生のみなさんの教育資金は該当しません。）

※ 平成26年1月から平成26年12月までの1年間の返済利子分が補給の対象となります。

利子補給の対象となる家族

- 奨学生及び保護者が、本村に引き続き1年以上居住している住民であること。
- 村税等を滞納していないこと。
- 教育に関する他の奨学補助金等を村から受けていないこと。
- 奨学生の属する世帯の前年分の合計所得金額（総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額です。）が350万円未満の世帯であること。

利子補給の対象となる融資の金額

- 大学に在学の場合 奨学生1人につき200万円以内
- 短大に在学の場合 奨学生1人につき150万円以内
- 高校・高専その他これに準ずる教育機関に在学の場合 奨学生1人につき100万円以内
- 教育資金の融資を受けた額が上記の金額を超えるときは、限度額までが対象です。

補給対象となる期間

- 利子補給の期間は、奨学生が在学する学校の正規の修学期間内です。
大学4年制（48月）、短期大学2年制（24月）、高等学校3年制（36月）など。
なお、期間が4年を超えるときは、4年（48月）とします。

対象金融機関

利子補給の対象となる融資は、すかがわ岩瀬農業協同組合、市中銀行、日本政策金融公庫、その他これに準ずる機関から借入れした教育資金とします。

交付申請書等の提出期間と流れ

- 上記の金融機関において教育資金の融資を申込みされた方、もしくはこれから申し込みをされる方は、本制度の内容をご確認いただいたうえで、「天栄村教育資金利子補給金交付申請書」を6月末日までに、村教育委員会学校教育課へ持参提出してください。

(申請にあたり、村教育委員会学校教育課で、事前相談されることをおすすめします。)

- 村教育委員会では、申請書を精査し、交付の決定・不決定の通知を8月末日までに送付します。
- 交付の決定を受けた方は、平成26年の1年間に支払った利息の証明証を金融機関からもらい、平成27年2月末日までに、「天栄村教育資金利子補給金交付請求書」を、村教育委員会学校教育課へ持参提出してください。
- 村教育委員会では請求書類に基づき、請求者指定の銀行等口座に利子補給分の金額を振り込みます。

※ 平成27年度も同様の流れで2年目の利子補給事務を進めます。

補給金額積算の事例

【事例1】

平成26年4月に高等学校へ入学する奨学生(平成29年3月卒業予定)。金融機関より150万円を利率2.1%で、平成26年5月に融資を受け、返済を1年間据え置き平成27年6月から返済を開始する場合

- 据え置期間がある場合には、据え置き期間中は利子のみを支払うことになります。
- この場合は、平成26年6月から平成29年3月までに支払う利子のうち100万円分の利子が補給の対象となります。利率は2%が限度です。

- 補給する利息の計算方法の目安：

平成 26 年分 : 融資額 (100 万円) × (2.0% ÷ 100) × 返済月数 7 ヶ月 ÷ 12 ヶ月 = 11,666 円
(返済月数は 6 月 ~ 12 月の 7 ヶ月です。100 円未満を切り捨て補給額は 11,600 円となります。)

平成 27 年分 : 融資額 (100 万円) × (2.0% ÷ 100) × 返済月数 12 か月 ÷ 12 か月 = 20,000 円

平成 28 年分 : 融資額 (81 万円) × (2.0% ÷ 100) × 返済月数 12 か月 ÷ 12 か月 = 16,200 円

平成 29 年分 : 融資額 (47 万円) × (2.0% ÷ 100) × 返済月数 3 か月 ÷ 12 か月 = 2,350 円
(返済月数は 1 月 ~ 3 月の 3 ヶ月です。100 円未満を切り捨て補給額は 2,300 円となります。)

(注 1) 補給金額は、上記の算出した額と金融機関が証明した当該期間における約定利子の支払額を比較し、いずれか少ない額を対象額とします。(据え置き期間が過ぎると元本の返済が始まりますので、各月の返済利子は少しずつ減っていきます。)

(注 2) この場合、平成 26 年は 6 月から 12 月までの 7 ヶ月間、平成 27 年と平成 28 年はそれぞれ 1 月から 12 月まで、平成 29 年は 1 月から 3 月までの 3 月間が、利子補給の対象になります。

(注 3) 平成 29 年 4 月分以降については、奨学生が卒業し正規の修業期間を超えてしまうため補給の対象にはなりません。

【事例 2】

平成 26 年 4 月に大学へ入学する奨学生 (平成 30 年 3 月に卒業予定)。金融機関より 300 万円を利率 1.8% で、平成 26 年 1 月に融資を受け、返済を 4.5 年間据え置き平成 30 年 7 月から返済を開始する場合

- 返済を 4.5 年間据え置いたとしても、据え置きの期間中は利子のみを支払うことになります。
- この場合は、平成 26 年 2 月から平成 30 年 3 月までに支払う利子のうち 200 万円分の利子対象となります。利率は 2% の限度を下回っています。

- 補給する利息の計算方法の目安：

平成 26 年分 : 融資額 (200 万円) × (1.8% ÷ 100) × 返済月数 11 ヶ月 ÷ 12 ヶ月 = 33,000 円
(返済月数は 2 月 ~ 12 月の 11 ヶ月です。)

平成 27 年分 : 融資額 (200 万円) × (1.8% ÷ 100) × 返済月数 12 か月 ÷ 12 か月 = 36,000 円

平成 28 年分 : 融資額 (200 万円) × (1.8% ÷ 100) × 返済月数 12 か月 ÷ 12 か月 = 36,000 円

平成 29 年分 : 融資額 (200 万円) × (1.8% ÷ 100) × 返済月数 12 か月 ÷ 12 か月 = 36,000 円

平成30年分： 融資額（200万円）×（1.8%÷100）×返済月数3か月÷12か月＝9,000円
（返済月数は1月～3月の3ヶ月です。）

- (注1) 補給金額は、上記の算出された額と当該期間における約定利子の支払額を比較し、いずれか少ない額が対象額となります。
- (注2) この子女の場合、平成26年は2月から12月まで、平成27・28・29年はそれぞれ1月から12月まで、平成30年は1月から3月までの期間が対象になります。
- (注3) 平成30年4月分以降については、奨学生が卒業し正規の修業期間を超えてしまうため補給の対象にはなりません。

【事例3】

平成26年4月に大学へ入学した奨学生。平成26年10月に金融機関より300万円を利率2.5%で融資を受け、返済を4年間据え置き平成30年11月から返済を開始する場合

- この場合は、平成26年度の申請期限（毎年6月末日）を過ぎているため、特別の事情が認められない限り、平成27年度事業で申請することになります。
- 特別の事情とは災害などにより就学困難が生じた場合です。村教育委員会にご相談ください。

お問い合わせ先

申請にあたっては、必要な書類があるため、事前相談をおすすめします。

天栄村教育委員会 学校教育課 電話：0248-82-2118 ファクシミリ：0248-82-2106

村ホームページからもご覧いただけます。 検索：《天栄村教育委員会（学校教育課）》